

令和6年2月1日  
日本下水道事業団

## 職員の処分について

### 1. 事案の概要等

被処分者は令和5年における6件の旅費申請において、合計 21,150 円の不適正な旅費申請を行い、旅費合計 14,740 円について不正に受給した。

### 2. 処分の内容

減給1月(本給の月額 $\frac{2}{100}$ )

### 3. 処分発令日

令和6年2月1日

### 4. 被処分者

日本下水道事業団に所属する管理職の職員

### 【理事長コメント】

日本下水道事業団職員として、このような行為は許されるものではなく、厳正な処分を実施しました。

日本下水道事業団として、この事を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団経営企画部人事課  
TEL03-6361-7813(直通)